小川為治著述

開化問答

上

開化問答

小川爲治著述



序

蛍光の靈を消一家に照らし而して古雅哉
凝ふ未ハ大ハ性火佛竜章ニこれ手葉を
咲きし花あからさらみへ銭瑞叢石宝襲し
五郡こつきの管でめして連れ侍する者
継ハ相宮の胡瀍ニ通ふとも有佛者色銭後し
てさかれま花するおや気謹志此ニ枝を母葉を
そ此聲ほして且悪きる銭剝多人也し冬七明

天子天地の公道に則り以て正大の政を施
給ふ實に蒼生の幸福と謂ふ可し然るに今
世々の細民奈何旧慣に固守し随習に黏
着する者往々是政に就て一致を得ず下々議する方
而て天下驚愕する者鮮からし疑ひする者鮮
少し怖き事新きを鮮明にし驚き疑ひ怖
疑ひの極動搖騒擾を悪む事にして起付治水
の事は以て起法者ありて地券法制を於語

抱の者ある血税の字あるを以て抱の者ハ何程ある也
則斯民の眼孔豆の如き狭量愚人の如く無
ミ云ふ以来夫其の真理を達する事能
ハさるに由る然ハ則民の愚蒙ハ常に然ら
さるの理を知らしむる事能ハさるか爲の者より
貴賤をしして正大ハ政の錦繍の如きに美ハしく養
人其眼を高くせ然して勤務の苟もこれ無からしむ
就せしめ其の理を知らしむる能ハさるへからん也

故ニ宜シク之人ニ示シテ誨ヘ人ヲシテ之ニ讀マシメ
育シ之ヲ庠序ニ興シ教育ノ基
下ヲ築キ更ニ之ヲ斯民ニ及ホシ
英才ヲシテ群覚悟勢ニ適シ之ヲ勝諸
平ニ開治郎ナル者アリ洋學ニ志アリ綽
遂ニ之ヲ著シ小冊子ヲ纂輯シ題シテ以テ蒙學
嗚呼魏人北思ノ至モ亦盡キコトナキヲ
人其意ヲ君ニ奉スルニ在ル 晉陵孫

異邦ノ學中ニ於テ議ヲ紀ヲ探ヲ須
則ノ世雅俗歌ル香を燒し唇ふ焦し
以テ舊來の希求難を好む者乃名母
得可も無立取らす也

明治七年紀元節ノ後二日 西
虹亭蔵の樓上ニ於テ淺小川蔦治


惺々暁斎

目録

小川為治著述 開化問答巻上

㊀舊平

ナント開次郎君当時の事ハ一向僕ニハ合点が参りませぬ何故といふに先年公方様が御政事を天子様へ御返しなされ天子様が御自分にて天下の御政事をなさる世になりましたからハ萬事昔しの仕来りを倣ひ古風を守て芽出度御治世になるであらうと思て居ましたに思の外世の中の事がまるで昔しの風をかへて第一大名といふもの

此度ハ諸國へ縣といふものが出来知事といふものが
夫れ支配をいたしてトント昔しの代官と同様なる
事でござる僕が武先生に少し聞たきは是迄大名を置し
ハ封建といふて漢土の聖人の世といふ周の代杯も矢張封
建の政治でござりまして封建なれバ自然と主君と百
姓が間柄親しく且代々世襲の主君が夫れ國を治る思
土地の風俗なども残らず又自分の所持の物ごとおもふ思
おのづから仁政を行ふゆゑなりとの事夫れにひきかへ代
官を置き百姓を支配するハ郡縣といふて昔し秦の始皇

帝といふ暴悪の人うそじめなる政事のしかれかねて郡に
て代官をえらびて其の土地へつかはさるゝゆゑ土地の風俗にもう
とく且人間の情しりて誰も田舎に居て百姓の世話をよくする
より都へ出て高官に昇りたきといふ心があるゆゑ政事を行
ふも俗にいふつきかけ物に落入り只上の聞えのみよ
くなるやう慢に百姓を虐け運上をとり上る工夫のみに
すごされて下々の難渋はいふにおよばぬほどでござる
ござるゆゑ昔より國を治るにて封建の方がよろしく
しつる郡縣は大害あることゝだし御話なされるゆゑ成訟儀

の愚案にて一寸考へても元公方様の時代ハ代官支配の百姓より大名の知行所の百姓の方が万事寛裕なる気楽の様に見えたりされど天子様が大名を廃し県を置れたるは秦の始皇の真似をなされたにて終に天下の者の難渋になるかと覚え升

開次郎

なるほど旧平さん足下の御疑ひを御尤でござる僕も一時ハさやうに思ひ升したがある先生に就てこれを

貧しましことも読だ先生の御話にこそ封建をよい
抔といふて漢土の堯舜三代だの周の代だのと引事
にすれど世の腐れ儒者の著の上下に言ふでくま
ざるされど漢土も漢の世より以来今の清朝に至
るまでみな郡縣の政治にて据れ間漢の王莽など
宋の王安石だのといふ人物ハ今の腐れ儒者同様盲
瞽に三代だの周の代だのといふて其制度を真似た
人等でござれされどどうも郡縣ぢやのうてハ癈止ぢやとお
出来ぬといふハ畢竟封建より萬事都合のよきとお話

が何ゆゑでござりまする今乃封建をよしとする人あるなんでも漢土の昔しの事ハこの上なきものと思ひ実地乃有様を見ず又それ大本を知らぬ者でござりまする先世界萬國より太古をたゞせバ皆今の蝦夷乃様なく何処も蠻野の風俗でありまするさりながら其れ仲間にハ自然と衆人の帰服する酋長があつて一群にて乃支配をなし酋長乃上にも又酋長が有りて強人ど一郷一國を自由にする勢でござりまするそれが即封建のはじめにて封建ハもとより[illegible]野蠻乃風習で

ござるそれゆゑ世界の國々皆ちり〴〵めいハ封建の政體にてあれハ今の蝦夷をはじめ亜弗利加の土人抔の風俗を見てもそのとほりでござるさて日本の天子様といふハ天照皇大神宮様の御末にて此世の人民を治め給はんが為に此皇國へ御降りになりしまとふその此頃ハ今でも御政治通り所々に酋長ありてがあつてその仲間の賞罰を掌りてありし所が神武天皇様の時より此政事を天子様御一人の手へ悉く引受け給ひ其の時命令に從はざる長髓彦の

如きものハ御誅罰なされましてござれ夫れより御代〻幾種もあり天智天皇様の大寶唐朝の郡縣の制度を御變じなされ善美を盡さるる御政事を行ひたまひしなりされバ太平がながく續けども上下とも自然にて遊惰になり色〻の縁故よりてだん〳〵天子様の御威光が薄くなり終に源の頼朝に總追捕使と以役を御許しなされしよりサア夫れからハ天子様ハあれどもとなきが如く武家の威勢ハ追〻盛になつて来ましたそといふもの夫の後醍醐天皇様の時天子様の御

威光が武家に移りし事を憤りたまひ北條高時
を亡し一度ハ天子様の御政事におなりなされ
ども賞罰が當らざれバまた騒乱を醸し終に足利尊
氏乃為に天下をせしめられたまでござれさりながら
天子様が足利将軍へ日本國を御譲りなされしわけで
ハやうやく勢ひ止むことを得ず御政事の權を足利氏
へ譲りしことなれバ天子様と足利将軍ハ矢張主君に
家来でござれバ譬へバいはゞ主人が柔弱ゆゑ番頭が一
家を支配する様なわけのもの唯済ぬといふハ天子

様よりはそれ役義を別段仰付られしものもなき事無理に主君たる威権を奪ひしものにてござる足利氏が如く通りなれば徳川氏とても同じ事徳川家の先祖家康公に征夷大将軍の官職は授け給ひしかれども日本國を自由にすべき官職は授けたまはぬものでござる然處が急に今迄の公方様といふものは天子様のなさる御政事を勢に乗じ横取して俗に猫ばゞしてゐるといふ様なものにてその誠を論ぬもどかしき事なれば天子様の為に正義を唱へる人等が段々多くなり公方様もたまらず

おゝくなりつゝきたり来たるは終に慶應四年の秋に政事を天
子様へ還し奉りしほどゞめづらしく大名もはじめ頼朝
時代の畠山だの千葉だのといふハ丁度今の大庄屋位
乃ものふそのおのれが軍功により官位を得あるひハ諸
國の守護地頭だのといふ盗賊などの防ぎをなし後も
掌りしろ段々天子様の御威光がなくなるに従ひ天
子様へ納むべき年貢を横取いたし是又横着をきめる
居たるところまた/\おごりをきはめたり其の後應仁の頃ハ天下大乱
おの/\かつてなる悪事をしても誰一人とがむるもの

ちつくいきなる強い者がちゆゑ幾等でも腕次第切とり
己が領分としたるがもとなりそれ今の大名のきじ免
ずさうお数それゆゑ矢張天子様の國土を横取なし私
に領分なしてゐたるなれども今日公方様が御政事を
天子様へ還せし大名乃残らず國土を天子様へ還上の義
當然のことでござる是迄盗物を預りて持て居る
たが一旦悟て見れバ過を改め憚ることなくこれハ
の持主へ還すハ固より不義を免のれる大善行でそ
ざござるべらきさく本然の理合ハ古へ傳り通りだが又封建

ふて八御政事に害があるといふことがおぼしめされて
是迄大名が公方様を真の君のやうに思ひ上に天子様と
いふ正真の主君のあることを忘れて居ましたゆゑ一旦騒動の
あれ時には人の心が向々になつて更に落着ところも
ござりませんと既に卯の年公方様が御政事奉還のこと
ぎり天子様より諸大名を京都へお召になりしに上
京せし大名ハ誠につまらぬ者ばかり其時の勝負
に托け日和を見て居る所が伏見の一戦官軍御勝利
となりて狼狽てめき我も〳〵と上京せしとなりナニト

あれハ封建ハ法政事に害があるといふハよくわかり且又八十四州の日本を三百餘にも分ち大名が各〻自分〻〻の勝手にする政事を行ふてハとても英吉利や亜米利加などゝ肩を並べることも出来ぬまひ今天子様が八十四州を一ト口一定の法政事を法施しなさるれハ誠に時勢適当の事にて譬へバ十萬石の大名十と百萬石の大名一と較ぶれバ百萬石の政事行届き武備整ひなさる事ハ及びません是れに由て観れハ封建よりハ郡縣の方が幾等よいか知れぬ事でおますれ

又もう一ツ郡縣のよい證據ハまだ有り諸國へ新
縣が出來て諸國の百姓ハみんなよりて居り升是迄の
やうな御用金や割増年貢抔の苦しいこともなく誠
に有難きことだと斯く喜んで居るでハござらぬかへ一
まれはてハ郡縣のよきこと哉おもひなされ升きつと
段く御語りの通り天子様の大名を廢し新縣を御置
なさるるハ元來御自分の御所持の物をとりこのえされし御
事なく且當時の御政事乃御趣意とゆふものハ御
自分の御為てハなく何卒日本の人民が安樂に

暮せるやう外國人に馬鹿にされぬやう日本の國威を海外へ輝かすやうの有難き思召より出たることゆゑ誰も皆くよく心得て夜分寝るも寝られぬやうしなければなりません

㊁舊平

成程只今の話ごとく大名の廢しになりたる縣乃出来たるも皆天子様が我々乃為になされた有難き思召じといふ事ハよく〳〵わかり升て倂し僕にハまだ承知の出来ぬさいしてゞござりまするは先それまで穢多などいふ物ハ非

人といふ平人の附合の出来ぬ一種別の人間でござる
然るを御一新以来平民と同様になされ又昔しの家
柄格式といふ物ハトンと御用ひなく昨日まで穢多よ非
人よといはれ平民と話をすることも出来ぬ人が今日
ハ制止聲をかけ馬車に乗てかけあるきても更に御
かまひなさらぬナント是れでも日本の古風がすたれ
廃物となり上下の差別がなくなるといふてござり
ませんか先公方様の時世にハ御老中若年寄御
どいふ御役人ハ大名でなければ勤ることが出来ぬ御

側ハ五千石以上だとの町奉行ハ三千石高だとの國守ハどういふ格式があれとも又田舎抔では家柄百姓ハ苗字しさへすれバ村方寄合にハ上席に坐る抔といふて誠に威儀正しきことでおさまれおされが今でハ家柄も格式もいらぬ物となり昨日まで天秤棒を荷げ四文商賣をしたる人も今日ハ政府の諸役人だとかいふて威張てあるく ナントかゝる下賤な人が御政事をとるとハ誰も有難く心服するものハなく畜生同様な心得な是非なく人に馬鹿にされても立腹せぬとのことが分外まひきち迄

ハ矢張公方様の時代のやうに政事ハ高貴の人たちに任せおき百姓ハ百姓町人ハ町人穢多ハ穢多なれバ居てもらうが上下の差別正しくして諸事によき事とのみ

思ひ升

開次郎

呵呵々々それハ余り足下ハ古物すぎる唯なんでもこれ迄の事がよいと思ひなさる中気かなりすぎる疑ひがおありなさるよく考へて御覧なさい天道様が人を造へ出すに大名だの何のと四ツ目にして手足が八本穢多だ

ならバ一ツ目にして手足が二本あらバ差別ハござり升
まひ人間と云ふ物ハこの両眼四足に出来て居るゆゑ
夫を見れバ人間の釣合ハ何の従五位でも権兵衛八兵衛
でも同等なるけれバきぶんの上の釣合の同等なる
ものハ何とよんで天道様の清思召まして夫れを人間の権
利といふ升 権利とハ自分の心身躰を自由にし我身躰
の安穏を謀り自分の所持の物を自由にするがまゝなる
されバ権利ハ人に害を加へ世間の為に法を犯すとき
ハすけまじいトニト人に妨げられるとしらなく皆同じ枉

ハ天道様より頂戴して居る物でござりますれバ華族でも飴やおこしを賣る人でも[illegible]権利を達する爲の命ハ同じ事にて華族の命も飴やおこしの命も命の重き[illegible]同様華族百萬両の金も飴やおこし一四文の銭も己が物として是れを守る心ハ同様でござりまする先く人間の有様といふ物がござりまして[illegible]貴賤貧富家柄格式の類なく[illegible]中にハ華族もあれバ士族もあり豪家もあり貧乏人もあり升れども是れハ天道様の命ぜらるゝ事でハなく人間仲間の私しの

定めなし　唯人間世界の有様じやといふものでござれ　それで
これ有様より貴賤貧富の差別が出来まする　これが大本
を穿鑿すれバ大抵これ人の氣量に由るものとみへく　その
次第ハなにゆゑと明てござれバ古き言葉に人学ば
ざれバ智なし　智なきものハ愚人なりといへり　されバ
賢人と愚人との別ハ学ぶと学ばざるとに由りて出
来るものでござれ　又世の中にむづかしき仕事もあ
りやすき仕事もござる　これがむづかしき仕事をすれバ
者を身分の重き人とし　やすき仕事をする者ハ身分

軽き人といふ總て心を用ゐ心配する仕事ハむづかしそれ故學者政府の役人又ハ大商人奉公人を夥多召使ふ大百姓などハ身分重くしく貴き者てむづかしけれ貴けれどがおのづから其れ家も富て下の者より見れバ及バぬやうなれどその本を尋ぬれバ唯其の人に學問の力が有ると無きとに由て其れ相違が出来たるのミ天より定ッたる約束でもありやうがありません諺に天ハ富貴を人に與へずしてこれを其れ人の働に與へると申升されバ人ハ生れながらに貴賤貧富の差別ハなき去





と云ふ唯生れてよりの後の勤に由て生じるものでござ
りまする又家柄や格式の事を彼是論じなさりまするのは
既に前にも大名のはじめ御話した通りなれば人々は時
勢と先祖の御蔭とに依て人の尊敬もうけ高貴の身
分ともなりて居たなるにちとふかく時勢の変遷なれば今
当時活用るべきも據ござりませんすでに昔しの名家
の子孫今は民間に零落て居るのが沢山ござりまする
足下の御論では公方様の御役人には大名旗本のみ據
て家柄格式をもつて其跡役を受継ぐよふなき世う

乎思ふ居らるゝが此事ハ官を世ふはゞかりて色々贅
害のある事だと和漢とも物識ハひどくきらふ事ざ
ておぎやれおぎやれ乎り就て馬鹿げたものハむかし清
老中を勤て居る大名が登城をすれバ折柄大手乃近
邊ふて米屋の話を不圖駕籠の内より聞付し此頃ハ
米の相場上物ふて大抵両ふ六斗五升ておぎやれといふ
を耳ふ挟ミ詰所ふ至り同列ふ向ひて諸君當時乃
米相場を御存じあるやと問ひしふ一同志らんと答へし
かバ志たり顔ふて此頃ハ両ふ六斗五升いたし升

とやされけるに一人開つく両とハ弐両の事ぞといひ
しかバ些両がまあふれしとあるひハ十両百両千両抔
となへども我すべき評義に及びけりといふことのおもむきなり
是迄かゝる下情に疎き人々が寄合政事をなさるゆゑ
至極の難渋なれバたとへ無理ハなきまでも外ますひなれバゆゑ
公方様の政事と云ものハ古来仕来りより外新規
其ハいかにも百姓丁人の為になることにても許すまじ
とにかく唯古来の帳面のことを守らしむるまで傀儡
が政事をすれバせうふといふもの因循姑息の仕方正真

の政事てハありませんそれこそ我慢ニ暴威のミ振ひ
御用だとか御免だとかいふ文字を附けて石でも材木
でも人間より貴くなり又武士ニハ切捨御免抔といふ
法があり其の百姓町人を切殺しかまハぬといふ事があ
ぎるナント是迄では百姓町人の命ハ己の物でハな
く武士の借物同様ニて理ニ悖たことでござりまする
それ畢竟人の有様のミ知りて權利といふ事ニ氣
が附ぬゆゑにて世の人ニ真の學問をしたる人がな
かつたゆゑかと思ひ升當時ハ政府でおゝニ眼が

附なんでも天乃道理ニ從ひ人乃釣合の同等ニ
なりとう論を百姓丁人ニもあらまほしきものがなふ如しの事よ
また第一ニ職多の稼を廢し舊来乃家柄格式を
活用する如く百姓町人ニ苗字乗馬をゆるし誰で
も己の勉強次第ニよつていか程面白い楽しみも出来るの
なるほど貴き身ニもなれるまして ナント ありがたき仁政
てハござりませんか昔し西洋の國抔でも矢張公
方様乃時代の様なる暴政を行ひたことのあるそふ
だが百姓丁人が段々開くるニ從ひまあれ法ハ理ニ

悖て居る其故政事ハ筋違だと下々より議論を起し
政府へ迫つて改正を請ひしに政府も是を許遁り改
正しますハ自分の為に不都合ゆゑ暴威を以て無理
に押伏んとし百姓丁人ハ承服せぬ終に政府と百
姓丁人との間に不和を生じ政府を押倒せし例が度々
ある其事ておぼえ置れを今迄日本の百姓丁人等
自分の大切なる権利を暴威の為に押伏られ懵憧
として夢中に成つて居た所が御一新以来其権利
の同一なる事を知り始て御世話なさる事に付

八實に萬民乃幸福に係く勿躰なきなどありがたきことにて八大ぎやうさんに云ふ今乃法役人乃事を彼是論じなれバが本政府といふもの八日本の政府にて日本國中の人の政府なれバおほぎなれバそれゆゑ日本國中乃人が日本國中乃知恵のある人をえらみ出しそれ役人になす可きなり當然乃理にておほぎなきを身分の貴賤を論ぜず學問才識ある人八政府の上へ御採用になる八理の當然なるにこれまで大名や旗本が天下乃役義を家乃株のやうにして居たる筋違の第一なるに無益おほくぜい

ぎおさ〳〵だん〳〵咄話も通り今日の百姓丁人ハ元の百
姓丁人と違ひ政府の御蔭にて稍〻自分の持
前の権利を伸ばされて銭得且己の勉強次第にてハ
かならず面白楽しくなりてハいかほど貴き身分にも
なれる己げなれバ我れ身分を顧ミ我身分を重
きものと思ひなりなバ自然卑劣の所業をせぬハた
ゞる独立不羈として己一家の活計ハ己一身の力に
ゆゑ立派に立ゆうにすべしさすれハ世の中に恐
懼るべきものハ理合と政府の法則のミにして外に

頭をさげねばならぬハなさけなきことでござれ

（三）舊平

足下の講釋にて當時家柄格式抔を活用るなすきハ百姓町人乃權利を伸すための法上のありがたき思召なといふ事ハよくこそ分り升されしがまづそのぶんさ、とござれそれハなんぞといふに今度の徴兵の法規則でござるが今度の法規則にてハ天下一般百姓町人に至るまで歳二十に滿るものハ皆籤引にて兵士にならなけれバならぬそれハことごとくござれバ是迄戰爭

乃備ゑハ武士といふものがあつて平常何乃役もなく
大禄を頂戴し百姓丁人の上ニ位し威張て居る
けれどでハおかげでハありませんかまづ百姓丁人ハ平常武士ニ
向ひ候路を避け席を譲り低頭平身して貴君乃
御無理御尤と尊敬するハ畢竟騒動があつてもこの
人等の御蔭ゆゑ我〻乃身躰へハ迷惑がかゝらぬざ
有難うと思ふ由あつておかずおそれニ今更百姓丁人を引
上鉄砲を擔ぎの世まるで狐付乃行列ごとしせう乃事
をさせおくとハあまりといへバ無理な法規則てハおきまり

ませんが且百姓には耕作職人には仕事商人には商
賣と各々定りたる家業があれば夫々に余斗に仕
事には構ず居るまじが出来ません事無理にも志く
見たれバとくく平常其事を家業にして居る
人のせうふうまくハゆき升まひ其通り公方様の時
代にも武士のみ大禄をあたへ騒乱の用に備へ置け
ておきまし其れを今更ほれ等の役を百姓町人にさ
せても肝心の武士がいらぬ物になり其れ人たちの職
分が立ませぬよく〳〵此頃氣を附て見ますれバ武士の

亀だといふ大小さく佩しあるく人がなきやうにし威
行ましたあれらハ實ニ西洋人ニ妖惑されたところと
思ひ升元来日本の刀といふ物ハ彼奴等の國の鉄
砲やなにかとちがひ世界一番だといふ位の物だから日
本人があれを恒に腰に佩て居てハ彼奴等が心を
落付て日本の土地をねらふことの出来ぬゆゑ工夫く
諸役人方を妖惑しあのことを帯せぬやうにさせ勝手
に日本の様子を見透し終にハ日本國を乗取ふ
といふ計略かと思ひ升それを御上でもどうしてを風

が吹かといふ顔付おく愚知人なすきらぬといふハ実ニ一切粋ましとでござりませんか自分たちハかゝる籠絡ニ陥て居るどのゝ百姓丁人乃鋤鍬算盤よりほか持ぬ者ともとなすきゝこのやう鉄砲を擔せ小隊進めだなんしらぬたとへ何の益ニ立ものか是れよりか眉毛へ唾てもつけ自分たち乃妖惑されずに居るのをもとく氣の附やうにするのが第一乃上分別のと思ひ升

開次郎

いや足下乃不理窟ハ誠ニ手も付ら連ぬやう思ひ升さ

りなくめら今の語の理合の一寸わかりかねる故爰に
扨千萬あれども段々むづかしき次第があることゆゑまづ
ざつと前にいふ語で通ずるも大名といふもの出来たは
保元以来乱世のつゞき段々天子様の御威光が薄くなつ
たによつて諸國の守護地頭抔いふものが我儘自在に
天子様の御年貢を横取をして居るもあり又は押領
以来は強い者勝にて己の腕次第擅に諸國を切取
りされ甲斐の武田だとの越後の上杉だとか或は中
國の尼子毛利九州の大友島津四國の長曾我部なぞ

属皆私に天子様の物を掠めとく猫ばゞして居ることので
ござりますれバそれが附従の家来乃武士ハみな横
着者乃餘流にて今日まではそれらの氣も附ぬ不正な
飯を食ふて居ましたのでござりますが今日におよんでハ
此等乃理合が判然と明かになり大名の領知ハ不正
な物といふ議論より遂に藩籍奉還とて皆悉く其
の領知を天子様へ請還しましたのでござります大名が
請還しませふそれ家来の武士も知行を天子様へ
請還しますが當然の理でありますが今急にそれ知行

を御引上なすッてハ大勢の人が饑餓に落入難渋する
なるゆへに此天子様乃厚き御仁恵より別に士族とい
ふ名目を下し相當の扶持を下さりましてござります
されハ今日乃士族ハ昔しの武士とちがひ軍役
の為に設置る事でハなく唯其れ活計を御救助
なされる為に御救助をあたへおかれてござりますれバ名ハ
百姓町人の上に位すれども畢竟百姓町人乃寄食人
でござります足下ハ是まで乃武士を太平の役に立
たぬ物のやうにいひなさるが僕の考へでハ同じ二本ざし

さて焼豆腐の方がまさるかといふ事を思ひ升何故人間が
焼豆腐よりは劣るといふに焼豆腐は軍の時辨當の菓
物になつて腹もふくれる用をなし升武士は夫程の
用にたちませんそれ例は既に丑年亜米利加人のせめ
て渡来したるとき鎧を所持の者は千人の中に一人
位のものにて皆々戦争どころか顔色土気色に成
るも人間の有様はこれのみたとへ升それ後大和や
野州の騒動の時も大名の家来より猟人や百姓の
方がまさる程強かりしとの事ナニトそれでも平常大禄を

貰ひ軍を商賣にして居る人といふ者まするが實に
無益な物でござり升又世乃人がよくいふ言葉に徳
川家の時代より勤王といふ志を以て唱へし今日お目
出度時世にした人ハ大抵武士なるに是をもつて見れ
ハ武士乃功ハ大功だといひ升れどされハ思ひ違ひ
於此人等の了簡をしらぬからいふことでござり升る
勤王を唱へた人等ハ已等乃身分食禄ハ不正な事な
のだといふと承知よりどふぞ日本乃真正の清主君なる
天子様を世にかへし此等の處置を正くなさん爲

いふ心組になりいろ〳〵心配苦勞いたされたるほどとてござる。
されハ世の中の蠅武士の飯を食ひちらしてをらぬ
と扶持米にかじり付て居るものハ雲と土ほどち
がふほどとてござれバされハ先武士の身分の不正するわけ
と役にたゝぬわけでござれバさて四民を論ぜん皆二十
歳になれバ籤引にて兵士になるといふわけハもと日
本國といふハ天子様御一人ましまして日本國といふてハ
おまかせぬ日本に四千萬の人間が住居するゆゑ日本國と
いふわけにて外國より日本へ恥辱をあたへつけぬためのあ

き八天子様ぢ一人乃恥辱て八ござらぬ日本國中乃恥辱でござれ譬へバ二三年以前普魯西と佛蘭西と戰争をいたして佛蘭西が負たあとのござりまするすれバ我々ぎんじめ佛人を見ればいかれい負た國の弱虫だとあなどりまする善人を見れバ勝く其の人だと強く思ふなれども今見る人が戰争をして勝敗を定た人てハなけれどもおのづから左様思ふハなぜ栄辱の替る外國人にかゝはりけてござりまければ日本の為ニ日本國中乃人が力を出し外國より馬鹿にり

されぬゆへ守護すれバ人の為でござらぬ皆自
族ろくの恥辱を受ぬためにて銘々の職分でござ
る特に是迄の武士は農工商の三民を治めるといふと
いふ詞のために慢に威張百姓丁人を取扱ふゆへ目の下の
罪人の如くにおもひまして百姓丁人ハ由縁もなき武士に
平身抵頭してくく貴君の御無理御尤と閉て居る外さ
ナント此時代にハ足下も武士ハ無理なものだと思ハ
れまうしおそらく百姓丁人の武士を尊敬するわけ
ハ百姓丁人の身分を守護してくれるゆへでござれ

おそれがその職分を踈にし唯法外に威張ちらすのミ
居てハ却て百姓丁人の害をなす理なれバ實に厄
介物でござりませんからさらさら段々詮議の通り一
新以来武士の權威をそぎ四民同等に取扱ひ
さるゝからハまこと國の為四民同等に力を盡さねバ
なり升まい去バ華族より平民に至るまで二十歳に
なれハ兵士になるやうにしてござれ且これ事ハ今新に
はじまつたることでハござらぬむかし天子様が政
事をなされし時分にハ矢張今と同様にて男子二十

歳になれバ丁壮として兵士の籍に入り軍團として國〻に屯所があり一年に幾度となく操練あつまり調練の稽古をなし又上番と唱へ順番に京都へ上り天子様守護の兵士となり或ハ防人となり九州へ至り外國の防禦をなす抔恰も今の法規則と同じ事でござれバ足下ハ近頃人の帯刀せぬをさも苦勞に思ハるゝ西洋人に妖惑されて居る抔いハるゝハ沙汰のかぎり腹がよじるゝやうに思ハるゝ外もなしハ刀の刄五寸以上の物を持とゞき

に罰を受るといふ事ハ延喜の彈正式といふ書籍ニ
見えましたそれも急右大臣左大臣抔といふ重き官
員なりとも天子様の御許がなき患ハ劔を佩て御前
へ昇ることハできません唯前に話した軍團の兵
士ハ始終刀を帯して居たものと見え升が乱世
乃時代にハ一本ざしで不足ゆゑ右手差での大太
刀だのといふて三本も四本もさしたものでござれど
乃風習が今の世に遺て武士ハかならず刀を佩こと
のやう思て居升が今の時節でハ刀ハ真に

贅物でふさがれたぜといふ刀を頼みにしても大和魂
た振て威張て居る人は身躰に魂は無くして刀が
魂の急替し刀がなければ身躰は空虚になりて何の用
にも立ちませぬ且物しらぬ人は刀を佩ておるとて却て
疎暴の所業に及び己の身のみかは人迄迷惑を
なれどもこゝで仕出来しとのでふさがれまいと刀を廃さ
せうし西洋人が日本を乗取る穀計だなどといふはあん
まり行過た考へでござれ外國と清交際なさるれば
には條約といふものがありまし交際の法といふものあるが

ざれバそれも其理乃為にハたとへ亜弗利加乃黒奴
にも他入り道のためにハ世界が一團になりて攻て来
たからとて懼るゝわけでハござらぬ奴それこそ一本まに
乃刀を頼みにして居る時節でハなく日本國中の人
のあらんかぎりハ力を盡して國の威光を落さぬ
るが真乃大和魂でござれ何卒諸方の諸語に日本
人が刀を頼みにしてゐるやうなる了簡にてハとてもこ
日本の威光を萬國へ輝すわけにハ参らぬと實に
諸君が此言葉を思ひ升されバ皆々様上のあやまち

たゞ御趣意を知り國乃ため身のため兵士となりて外國の侮を防ぐハ實ふ日本ふ生まれたる人乃當然乃職分でござる

四 舊弊

成程段々との御話ふてく是迄の疑念ふ大方とけましたさりながら僕ハまだ承知が出来ぬことがござるそ是ハ足下乃御話ふ天子様の御直ふ御政事をなさるゝハ一向も御自分乃榮耀榮華乃ためでなく皆民百姓乃安樂ふ世渡りの出来るやうなされるとしたゞ堂

いひながら是迄と御一新以来なんでもかでも諸運上の穿議をなされ屁を放たまでも運上とおとりなされナント是れでハ民百姓安楽の為に御政事哉なさるとハまをされますまひそれゆゑ下々の一口ばなしにもき此頃天子様ハ喘息を御煩ひなさるに何故といふに頻に税々とおつしやる抔と悪口をいふて居り升殊に何る先生の御話に仁政を行ふにハ税斂を薄くするにありといふなんでも運上を軽くするのが第一の仁政だと聞ましたが是迄に引かへ当時でハ政府の御役

人が蚕取眼をしろく運上をとらふくと穿鑿しく居
らせ升既ヰ公方様乃頃ふハ百姓乃諸年貢の外
ハ運上といふものハさがりませんそれが当時でハ町
地面家作ハ勿論芝居寄場貸坐敷娼妓芸妓ふ至
るまで運上を清取立なされバ未ハ職人の
仕事ふ付ても商人の商高ふ付ても運上お清取立
なさるべく語ふと思ひ升ナント云れでハなんぞ天
子様が清白分乃百姓町人の物を取上るぶとだといふ
さゝあまり酷てハおぎうらくるそれゆゑ下々乃ものが

帰服せられしてやうもすれバ天子様のおとく残つるく
いひきらし徳川家乃おとゝを誉そやれまして ござる
是ぢな天子様ハ欲がふりつよく民百姓ニ仁政を施さ
ぬかゑのよう思ふ升

開次郎

アハゝゝきてく足下ハよく不理窟を御考へなさるま
しふて實ニ感心とも困り者とも まをしませうこれ
ござる平常偏屈ニ人の話のミ聞馴て居なさるか
らのまとふく迚も僕乃いふ事ハ御胸ニ落升まひ

されどかく談話を仕掛たくのふハまこと一ッ僕乃愚論も述なければなりませんダカ併し何時までもべらべらとしやべりつゞけまして居てハ看客諸君が談退屈なさるであらう開次郎といふ奴ハ名前にも似合ぬ開けぬ野郎だと談叱りをされてはづかしいこのうへまづ此辺で一服やらかしまして跡ハ下の巻乃楽しミにいたしませう

開化問答巻上終